

都市基盤整備特別委員会

平成18年12月11日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○坂口 徹	飯高 昭二
浅井 正八	吉川 勝義	

欠席委員 三木 誓士

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	藤本 宗司	都市整備課長	藤川 岳志
都市整備課参事	堤 和雄	同 課 長 補 佐	井上 貴至
上下水道部長	池田 善紀	建 設 課 長	加藤 保幸

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	峯川 敏明
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長	開会（午後１時３０分） 署名委員 吉川委員、坂口委員
委員長	委員の皆様には大変ご苦労さまです。 ただいまより、都市基盤整備特別委員会を開会いたします。三木委員からは所用のため、欠席との連絡を受けております。 それでは、本日の会議を開きます。 町長が公務出張のため、助役の挨拶をお受けいたします。 （ 助役挨拶 ）
委員長	次に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。 署名委員に、吉川委員、坂口委員のお二人を指名いたします。よろしく願いいたします。 はじめに先般、１１月６日に開催いたしました当委員会の会議録について、吉川委員さんのほうから発言取消しの申出がございますので、発言を求めます。 吉川委員。
吉川委員	先般の会議中において、都市基盤整備特別委員会開催要求の件について、私なりまた他の委員から委員長に対して発言をしたわけでございますけれども、終了後検討した結果、委員長に対する全ての発言部分、委員長からの答弁、他の委員さんからの発言も含めまして、取消しをお願いしたいと思いますので、皆様のご理解をお許し願いたいと思います。
委員長	ただいま、吉川委員の方から会議録からの発言取消しの申出がありましたように、先般の会議中において都市基盤整備特別委員会開催要求の件について、委員長に対する全ての発言部分、委員長からの答弁、他の委員さんの発言も含め取り消してもらいたいとのことであります

が、このことについては全委員さんが了解をしているということであり
ますので、この項については委員会として会議録からの発言を取り
消すことにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。ただいま発言のありました部分については、
全て取り消すことと致します。本件については、以上で終わります。

次に、12月定例会における本議会からの付託議案についてを議
題と致します。

(1) 議案第60号、法隆寺駅南北自由通路設置条例について理事
者の説明を求めます。 堤都市整備課長参事。

都市整備
課参事

議案第60号、法隆寺駅南北自由通路設置条例についてであります
が、初めに議案書の朗読をさせていただきます。

(議案書朗読)

都市整備
課参事

次のページをご覧ください。法隆寺駅南北自由通路設置条例につい
てであります。各条につきましてご説明をしていきたいという風に
思います。

第1条の趣旨では、この条例は地方自治法第244条の2第1項の
規定に基づきまして、法隆寺駅南北自由通路、自由通路の設置及び管
理について定めております。

第2条では歩行者の往来を図るとともに、快適な都市環境の実現に
資するために自由通路を斑鳩町興留9丁目地内に置くと定めておりま
す。

第3条、占用の許可等では、自由通路の一部を占用しようとする者
は、占用の内容その他規則で定めた事項を記載した申請書をもって町
長に提出し、許可を受けなければならないと定めております。第2項

につきましては、占用は公共目的の催事その他これに類するものとして、自由通路であることから、歩行者の利用に支障を及ぼさないと認めた時に限りまして、許可を与える事となっております。また町長は管理上必要な範囲で条件をつけることができると定めております。第3項では許可を受けた者は許可を受けた内容の変更をするときは、許可事項の変更の申請書を提出し、その許可を得なければならないと定めております。第4項では許可を受けた者は許可の期間内に廃止するときは、町長に届けなければならないと定めております。

第4条、行為の禁止では自由通路におきまして、歩行者の行為の禁止を定めております。ただし町長の許可を受けたときは、この限りでないという形になっております。この中で（1）として、自由通路又は自由通路の器物を破損し、又は汚損すること。（2）自転車等を乗り入れ、又は停めておくこと。（3）寝泊りをする事。（4）火気類を使用すること。（5）物品を販売し、広告類を頒布し、興行を行い、又は金品の寄付を求めること。（6）他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。（7）前各号のほか公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。第2項では、前項のただし書きの許可、第5号の許可を受ける場合は前条の規定を準用することを定めております。

第5条、許可の取り消し等では、許可を取り消し又は許可の条件を変更することができるものと定めております。その内容につきましては（1）この条例及び許可の条件に違反したとき。（2）偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。（3）公益上又は管理上特に必要があると認めたとき。

第6条、権利の譲渡等の禁止でございます。占用許可を受けた者は、その権利の譲渡又は貸してはならないと定めております。

第7条、原状回復では、占用者等は占用が終わったとき又は占用許可を取り消された時は直ちに原状回復しなければならないと定めております。

第8条、損害の賠償では、占用者は自由通路を利用する者は、自由

通路を破損又は汚損したときは、町長の指示に従い、原状の回復又は損害を賠償しなければならないと定めております。ただし、町長が特に特別な事由があると認めた時は全部又は一部を免除することができると定めております。

第9条、利用の禁止では、町長は自由通路が損傷等により、施設の利用が危険と認めたときは、管理上その利用の禁止又は制限について定めております。

第10条、委任につきましては、この条例の施行に関しまして必要な事項は、規則で定めるとなっております。

付則といたしまして、この条例は、自由通路の供用を開始する日から施行すると定めております。

すいません、資料1-1をご覧くださいと思います。法隆寺駅南北自由通路設置条例施行規則であります。条例の施行に関しまして、占用許可の申請、許可書の交付、占用の廃止等について、手続き方法及びその様式を定めたものであります。最終ページをご覧くださいと思います。

最終ページの要旨の朗読をもって、説明とさせていただきます。

(要旨朗読)

都市整備
課参事

次に資料1-2をご覧くださいと思います。自由通路の範囲といたしまして、自由通路の範囲につきましては、お手元に配布しております資料1-2で、赤色の区域で囲んでる部分であります。図面の上が南口であります、1階東側、西側の階段の格子部分及びエレベーターを含んだものから北口も同様の1階東側、西側の階段格子部分よりエレベーターを含んだものでありまして、南北を2階で通路部分となっております。JR法隆寺駅と法隆寺駅南北自由通路のそれぞれの管理区分につきましては、今後、JRと詳細につきまして管理協定を行いまして、範囲の明確化をしてまいりたいというように考えております。

以上、簡単ではありますが、議案第60号、法隆寺駅南北自由通路設置条例について、及び法隆寺南北自由通路設置条例施行規則についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審査のうえ、原案通りご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 占用の許可等という事で、第3条の2項、町長は当該占用が公共目的の催事その他これに類するものという事で謳ってるんですけども、公共目的というのは分かるんですけども、またその他にこれに類するものという事で、どういうものなんですか、という事をお聞きします。

都市整備課参事 堤 特にここで今、委員が言われてますように第3条2項に該当いたしまして、占用の許可の中ではあくまでこの占用というのは、公共の目的という事でありまして、その他につきましては、公共的な事業の中で、そういった町が主催なり共催なりしてる、そういった事業等をとらまえての関係という事でご理解いただきたいと思います。

飯高委員 それは分かるんですけども、何か他にもあるのかなと。その前に公共的催事という事で、それはそれで分かるんですけども。それと、占用許可という事で占用範囲ですね、今、自由通路の範囲の事について、赤で表示された部分あるんですけど、実際占用許可を受ける範囲というのがだいたい決まってくると思うんです。と言うのは、通行等で支障があればそこは占用できないというところから、見てみますとやはり自由通路でメインになる2階の6メートルとその縦方向の約32メートルですね、その中にもちょうどエレベーターを上がったところ、これは占用出来ないと思うんです。だから限られた範囲での占用という事になるんですけども、その事についてどう考えておられるんですか。

都市整備 課参事	この占用の物件について、範囲が限られてるという形のもののご指摘なんですけども、自由通路、常識的に考えますと、今ご説明させていただきました資料1－2に添付させていただいてますように、南北それぞれの階段がございます。ですから今、委員も申されているように、階段から上がっていただきまして、またエレベーターを利用されまして上がってくるという事で、2階の自由通路部分が主になってくるのではないかとこの事があります。ただ、我々としては先程もおっしゃってましたように、占用の関係につきましては、公共的な催事が目的となりますと、ある程度限られてくるの違うかなという風に思いますし、また一つはこの自由通路内に設置しております観光案内所というものがございます。これについては、一定の説明をさせていただく中で位置付けをさせていただいておりますので、この分についても占用許可を出している、また申請していただいて許可を出していくという形になります。ですから、公共的な形で占用申請をあげられたその内容によって、利用者が通行に支障ないという形のものが出てきますので、そういった申請内容によって許可をする、しないという形になりますので、そういった形で申請に基づいて判断していきたいというように考えております。
飯高委員	申請書が出てあるんですけど、その中に申請目的とかまたそういった管理の方法とか明記されています。申請者に対して誤解のないように、今後お願いしておきたいと思います。以上です。
委員長	吉川委員。
吉川委員	条例については別段ないんですけども、終電車が行った後ですね、自由通路の管理面についての考え方を聞かせていただきたいと思います。
都市整備	終電車から始発の間についての管理方法という事のご質問かと思い

課参事 ます。この自由通路については24時間開放して、皆さんに南北を利用していただくという形になります。例えばその中でもエレベーターまたエスカレーターにつきましては、一応終電車終わった後に一定の時間後に停めるという形で考えております。また始発の前につきましても同じく始発の前にそういった形でそれぞれのエレベーターまたエスカレーターについては稼動するという形で考えておりまして、通常の深夜等ですね、いわゆるその中では階段を利用していただくという形になろうかと思うんですけれども、エスカレーター、エレベーターにつきましては、そういう形で管理していきたいという風に考えております。

吉川委員 何もなかったら一番ありがたいんですけれども、24時間通行、あんないもん出来たんやから大いに使ってもらって結構なんですけれども、やはり通る方が少なくなってきたらその通路で、極端に言いますと寝泊りしたりですね、される方があるんじゃないかなと思うんです。その場合の監視、管理ですね、を特にこれからまた検証していただいてですね、自由通路が安全、安心して通れるようにですね、私は何かを考えていただきたい、このように思いますのでよろしくお願いします。

委員長 答弁はよろしいですか。

吉川委員 はい、結構です。

委員長 他にございませんか。 坂口委員。

坂口委員 自由通路の範囲のことなんですけど、資料1-2でいただいてるんですけども、これ現場ですね、現状で駅の方でこっからが自由通路、こっからが別の部分というのが明確に分かるような方法というのは、とっていただけるんですか。

都市整備
課参事 特にご質問の自由通路の範囲についてなんですけれども、この関係につきましましては、今現在、先程助役の方から工事の進捗等につきまして報告させていただいたんですけれども、完了するまでにＪＲとこういった管理につきまして、今の線ですね、こういった関係につきましてもＪＲの駅舎という形で改札口が自由通路との接点という形になってくる関係もありまして、そういった関係につきまして自由通路と駅舎の関係につきましましては、区分を明確にしていきたいというように考えております。また自由通路の施設内には先程おっしゃっておられましたエスカレーターまたエレベーターが自由通路としてあります。そして階段等の下というんですかね、にはそういった倉庫等についての建築物が自由通路の施設の範囲としてなってくる関係があります。そういった関係につきまして今後町の使用部分とＪＲの使用部分がありますことから、そういった事につきまして、管理区分をＪＲと協定書に基づきまして締結し、明確化にしていきたいという風に考えております。

坂口委員 管理上のそういうあれは明確化してもらうのは分かるんですけど、今これ、赤い線で引っ張られてるのはこれはたぶん屋根の範囲やと思うんですけど、南北、南側も下、道路部分にも線範囲がきてるんですけど、この全体に道路の部分ですね、ここは、ここからが自由通路ですよ、ここからは道路ですよ、というそういう明確な表示というんですか、そういうものは設置していただけるのかどうか。

都市整備
課参事 特に表示部分につきましては、自由通路のそれぞれ北口、南口ですけども、それと西東の階段がございまして、そういったポーチ部分については意匠の中の構造物でそういった線を引かせていただくという事になります。今、委員がご指摘の南北それぞれの庇の部分についての関係なんですけど、これにつきましては、町としてこの部分については歩道部分という事で、今後工事を進めていこうという形のものが

ありまして、特に管理区域としてはそれについては町管理という形の
ものがありますので、そういった事でご理解いただきたいなという風
に思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮り致します。本件については当委員会として原案どおり可決す
ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第60号については、当委員会と
して満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2、継続審査について、(1)都市計画道路の整備促進に関
することについて、①「いかるがパークウェイ」についてを議題とい
たします。理事者の説明を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備
課長 それではいかるがパークウェイについてご報告申し上げます。
まず、事業の進捗状況でございますが、稲葉車瀬区間では、前回の
委員会以降におきましては、用地の取得がなされてはおりません。詳
細設計業務が2月にはまとまってまいりますことから、今後、国とも
調整をはかりながら、工事着手に向けての地元協議を進めながら、残
っている用地取得に努めてまいりたいと考えております。また、岩瀬
橋の橋梁工事の関係につきましては、本橋梁予定箇所に専用物件、大
阪ガスと県営水道でございますが、が埋設されておりまして、橋梁下
部工に支障をするという状況になってございますことから、詳細設計
業務の中で施工方法等の検討をされました結果、橋梁工事につきまし

ては、来年度の渇水期になるという事でございます。橋梁工事着手時期が明確になりましたら、地元の方々には説明会等を実施させていただきまして、説明を申し上げていくという事になってございます。

次に、小吉田モデル区間から県道大和高田斑鳩線までの間についてでございますが、年度内に巾杭を設置するというために、地元説明会の実施につきまして、地元の関係者ならびに国とも現在調整を進めておりまして、できるだけ早い時期に説明会を開催できるように努めてまいりたいと考えております。

次に現道25号の歩道設置事業の関係でございまして。龍田3丁目の斑鳩交番から西側の信号交差点までの間の歩道設置事業でございまして、用地のご協力もいただきまして、工事発注もなされました。そういった事から年明けから現地に工事にて工事が着手されるという事で、年度内にはその工事も完成されることになっております。

以上で、いかるがパークウェイについての進捗状況の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。 吉川委員。

吉川委員 質疑と言うよりも、お願いなんですけれども、今日の朝からの建設委員会でもお願いしましたように、下水道工事と重複してきますので、通行等また工事の打ち合わせ等について、最善の努力を図ってもらって、事故のないようにしていただきたい、回答は結構ですのでお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、①「いかるがパークウェイについて」の質疑を終結いたします。

以上、本件については説明を受け、当委員会として了承をしたということ으로終わります。

次に、②「法隆寺線について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備
課長

それでは法隆寺線についてご報告をさせていただきます。

前回委員会の後に残っております用地の内、小吉田2丁目の住宅の所有者の方とも交渉も重ねておりますが、まだご理解をいただけていない状況でございます。また、国道沿いの店舗付きマンションにつきましても、同様に地権者の方からの諸条件の整理も進めているところでございます。今後できるだけ早期にご理解をいただき、用地が取得できますよう努力してまいりたいと考えております。

簡単ではございますけれども、法隆寺線についての報告とさせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

これをもって「法隆寺線について」の質疑を終結いたします。

本件についても説明を受け、当委員会として了承したということ으로終わります。

次に、③「その他の路線について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、その他路線についての報告でございますけれども、前回委員会の後にも特に変わった事がございませんでして、本日もご報告をさせていただく内容がございませんので、ご了承賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

これをもって「その他の路線について」の質疑を終結いたします。

本件についても説明を受け、当委員会として了承したということで終わります。

続いて、(2) J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについてを議題と致します。理事者の説明を求めます。 堤都市整備課参事。

都市整備
課参事

J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することにつきまして報告させていただきます。今議会に提出しております議案第72号についての、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてであります。この中で予算に関する説明書の10ページをご覧くださいという風に思います。まず歳入であります。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目土木費国庫補助金であります。625万円の補正であります。これにつきましては、第1節として道路橋りょう費補助金であります。交通安全施設等整備事業費の増であります。補助金の要望をいたしておりましたが、要望額を上回ったの配分があったことにより増額であります。次に13ページをお開きいただきたいと思います。第21款町債、第1項町債、第3目土木費、補正額310万円あります。第3節 J R 法隆寺駅周辺整備事業債、310万円の増額あります。これにつきましては、先程の国庫補助金の増額に伴いますものであります。

次に歳出であります。26ページをお開きいただきたいと思います。第7款土木費、第4項都市計画費、第8目 J R 法隆寺駅周辺整備事業費あります。1,182万円の増額あります。これにつきましては第15節工事請負費として502万円、これは南口駅広場等の整備事業の工事の増額あります。次に第17節公有財産購入費680万円、J R 法隆寺駅周辺整備事業の用地であります。これにつきまして

は、歳入で説明いたしましたとおり補助金が要望額より上回って配された事によるものでございます。

次に6ページにお戻りいただきたいと思います。繰越明許費であります。第7款土木費、第4項都市計画費、事業名はJR法隆寺駅周辺整備事業で8,386万9,000円であります。これにつきましては306号線のバイパスの間について、JRと用地交渉中である事からですね、本年度内に工事が執行できないという事で繰越をお願いするものであります。それと合わせまして、前回事前の委員会におきまして、この繰越明許費の金額につきましては、から少し金額を増額させていただきました。これにつきましては精査の中での増額という事でご理解をお願いしたいという風に思います。第4表、地方債補正であります。第5、JR法隆寺駅周辺整備事業につきましても、限度額の引き上げという事で先程説明いたしました町債の増額によります310万円を増額するという事であります。

以上がJR法隆寺周辺整備事業にかかります平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）であります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑等あればお受けいたします。

堤都市整備課参事。

都市整備
課参事

合わせまして前回委員会以降の事業の進捗状況について、ご報告させていただきます。最初に駅舎橋上化事業の建築工事の関係でございますが、11月末現在におきまして、駅舎橋上化工事全体の進捗率では約60%となっております。11月の中旬より駅舎の鉄骨の建方工事に着手いたしておりまして、年内には屋根工事、外壁工事なども順次着手いたします。概ね駅舎の外観が目に見える見込みとなっております。工程的に順調に工事が進捗しているところでございます。周辺住民の皆様のご協力によりまして、今日まで大きなトラブルもなく工事を進めさせていただいているところであります。

次に駅周辺道路計画の取り組み状況についてでございますが、まず、

駅南口から西方面への1号線の関係についてであります。事業化に向けましての底地調査に伴います筆界確認図が纏まりましたことから、関係者からの確認印の受領を終えたところでございます。今後につきましては、計画路線を入れる作業へと進めてまいることになります。また、当該路線整備に必要な用地取得につきましても、関係地権者と用地交渉等を進めているところでございます。

次に駅南口新家地区内の2号線の関係についてであります。1号線と同様に事業化に向けましての底地調査に伴います筆界確認図等が纏まりましたことから、現在それぞれ各関係者に確認印の受領に伺っているところでございます。

次に駅北口から踏切方面の4-1号線ですが、これにつきましてもJR用地の取得交渉に向けまして引き続き交渉を行っているところでございます。

以上が駅周辺整備事業の現在の進捗状況等でございます。

委員長

質疑があればお受けいたします。

(な し)

委員長

ございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

(2) JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについては、説明を受け、当委員会として了承をしたということで終わります。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり助役の挨拶をお受けします。

(助役挨拶)

委員長

これをもって都市基盤整備特別委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 2 時 0 9 分 閉会)